

平成30年度自己点検表

【訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション】

記入年月日	平成 年 月 日
施設名	
指定サービス 指定有効期限	・訪問リハビリテーション (指定有効期間：平成 年 月 日まで) ・介護予防訪問リハビリテーション (指定有効期間：平成 年 月 日まで)
介護保険事業所番号	3 5
記入者	(職名) (氏名)
連絡先電話番号	

<自己点検に当たっての留意事項>

- (1) 記入される時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について、満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」の部分に、該当がない場合は「該当なし」の部分に○印をしてください
- (2) 点検事項について、全てが満たされていない場合(一部は満たしているが、一部は満たしていないよう場合)は、「いいえ」に○印をしてください
- (3) 県の実地指導の際、事業所の方に当「自己点検表」により介護保険事業の実施状況を、確認させていただきます

- ◎ 提出期限 … 平成30年7月31日(火)必着
- ◎ 提出先／提出部数 … 管轄の健康福祉センター 1部
- ◎ その他 … 可能な限り、両面コピーにより提出すること

(注)根拠法令の表記については、以下のとおり略しています

法	→ 介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)
施行令	→ 介護保険法施行令(平成10年12月24日政令第412号)
施行規則	→ 介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)
居基	→ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)
居解	→ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)
居費	→ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)
居留	→ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)
予基	→ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)
予解	→ =居解
予費	→ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)
予留	→ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号:別紙1)
条例35	→ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年07月10日 条例第35号)
規則82	→ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成24年09月28日 規則第82号)
条例36	→ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年07月10日 条例第36号)
規則83	→ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則(平成24年09月28日 規則第83号)

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
1 人員基準 (1) 一体的な運営 [共通]	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス、介護予防サービスの指定を併せて受けている場合、同一の事業所で、一体的に運営されているか 	はい・いいえ・該当なし	条例35第26条第3項（居基第76条第3項） 条例36第26条第3項（予基第79条第3項）
(2) 医師 [共通]	<ul style="list-style-type: none"> ・指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供に当たる専任の常勤医師を1名以上置いているか 医師 氏名： 常勤（週 回、1日 時間） 医師 氏名： 常勤（週 回、1日 時間） 医師 氏名： 常勤（週 回、1日 時間） ※指定訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、病院又は診療所（医師について介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準を満たす余力がある場合に限る。）と併設されているものについては、当該病院又は診療所の常勤医師との兼務で差し支えない。 ※指定訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、当該介護老人保健施設又は当該介護医療院に常勤医師として勤務している場合には、常勤の要件として足るものであること。また、指定訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、病院又は診療所（医師について介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準を満たす余力がある場合に限る。）と併設されている事業所において、指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、当該病院又は当該診療所の常勤医師と兼務している場合でも、常勤の要件として足るものであること。	はい・いいえ	条例35第26条第1項 規則82第55条 （居基第76条第1、2項） 条例36第26条第1項 規則83第56条 （予基第79条第1、2項） 居解第3の四の1の①
(3) 理学療法士、 作業療法士又 は言語聴覚士 [共通]	<ul style="list-style-type: none"> ・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適当数配置されているか 理学療法士 氏名： 常勤・非常勤（週 回、1日 時間） 作業療法士 氏名： 常勤・非常勤（週 回、1日 時間） 言語聴覚士 氏名： 常勤・非常勤（週 回、1日 時間） ※常勤・非常勤の別は問わない	はい・いいえ	条例35第26条第1項（居基第76条第1項） 条例36第26条第1項（予基第79条第1項）
2 設備基準 (1) 一体的な運営 [共通]	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス、介護予防サービスの指定を併せて受けている場合、同一の事業所で一体的に運営されているか 	はい・いいえ・該当なし	条例35第27条第2項（居基第77条第2項） 条例36第27条第2項（予基第80条第2項）

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
(2) 設備 [共通]	・事業運営のためのスペース（利用申込の受付、相談者のための専用の区画）が確保され、必要な設備・備品等を備えているか	はい・いいえ	条例35第27条第1項（居基第77条第1項） 条例36第27条第1項（予基第80条第1項）
(3) 共用 [共通]	・併設施設との共用がある場合、利用計画から判断して、双方の処遇に支障がないか	はい・いいえ	平11老企25四の2の(1)②③
3 運営基準 (1) 説明と同意 [共通]	・サービスの提供の開始に際し、入所申込者（利用申込者）又は家族に重要事項を記した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行い、提供の開始について同意を得ているか ※重要事項説明書に盛り込むべき内容 □運営規程の概要 (□サービスの内容及び費用の額) □従業者の勤務の体制 □事故発生時の対応 □苦情処理の相談窓口、苦情処理体制及び手順等 □重要事項説明書の整備状況 □契約書または同意書の整備状況	はい・いいえ	条例35第28条【準用第8条】 （居基第83条（準用第8条）） 条例36第28条【準用第18条】 （予基第84条（準用第49条の2））
(2) 提供拒否の禁止 [共通]	・正当な理由無くサービスの提供を拒んでいないか	はい・いいえ	条例35第28条【準用第9条】 （居基第83条（準用第9条）） 条例36第28条【準用第18条の2】 （予基第84条（準用第49条の3））
(3) サービス提供 困難時の対応 [共通]	・通常の事業の実施地域等を勘案し、適切なサービス提供が困難である場合は、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）への連絡、他の事業者の紹介等を行っているか	はい・いいえ・該当なし	規則82第62条【準用第11条】 （居基第83条（準用第10条）） 規則83第63条【準用第39条の5】 （予基第84条（準用第49条の4））
(4) 受給資格等の 確認 [共通]	・利用者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確認しているか	はい・いいえ	規則82第62条【準用第12条第1項】 （居基第83条（準用第11条第1項）） 規則83第63条【準用第39条の6】 （予基第84条（準用第49条の5））
(5) 要介護認定等 の申請援助 [共通]	・要介護認定等を受けていない入所申込者（利用申込者）については、速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っているか ・有効期間の満了日の遅くとも30日前には、更新申請が行われるよう	はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし	規則82第62条【準用第13条】 （居基第83条（準用第12条）） 規則83第63条【準用第39条の7】 （予基第84条（準用第49条の6））
(6) 心身の状況等 の把握 [共通]	・居宅介護支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか	はい・いいえ	規則82第62条【準用第14条】 （居基第83条（準用第13条）） 規則83第63条【準用第39条の8】 （予基第84条（準用第49条の7））

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
(7) 居宅介護支援事業者等との連携 [共通]	・居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか	はい・いいえ	規則82第62条【準用第47条】 （居基第83条（準用第64条））
	・指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供終了に際して、 ①利用者又はその家族に対して適切な指導を行っているか ②主治の医師及び居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか	はい・いいえ はい・いいえ	規則83第63条【準用第48条】 （予基第84条（準用第67条））
(8) 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 [共通]	・指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、利用申込者が法定代理受領サービスの提供を受けるための要件に該当しない時は、法定代理受領サービスの提供を受けるために必要な援助を行っているか	はい・いいえ・該当なし	規則82第62条【準用第16条】 （居基第83条（準用第15条）） 規則83第63条【準用第39条の10】 （予基第84条（準用第49条の9））
(9) 居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供 [共通]	・居宅（介護予防）サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定（介護予防）訪問リハビリテーションを提供しているか	はい・いいえ	規則82第62条【準用第17条】 （居基第83条（準用第16条）） 規則83第63条【準用第39条の11】 （予基第84条（準用第49条の10））
(10) 居宅サービス計画等の変更の援助 [共通]	・利用者が居宅（介護予防）サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護（介護予防）支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか	はい・いいえ・該当なし	規則82第62条【準用第18条】 （居基第83条（準用第17条）） 規則83第63条【準用第39条の12】 （予基第84条（準用第49条の11））
(11) 身分を証する書類の携行 [共通]	・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示させているか	はい・いいえ	規則82第62条【準用第19条】 （居基第83条（準用第18条）） 規則83第63条【準用第39条の13】 （予基第84条（準用第49条の12））

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
(12) サービス提供の記録 [共通]	・ サービスを提供した際には、提供日及び内容、法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護(介護予防)サービス費又は居宅(介護予防)支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅(介護予防)サービス計画を記載した書面又は、これに準ずる書面に記載しているか	はい・いいえ	規則82第62条【準用第20条】 (居基第83条(準用第19条)) 規則83第63条【準用第39条の14】 (予基第84条(準用第49条の13))
	・ サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか	はい・いいえ	
(13) 利用料等の受領 [共通]	・ 基準額の1割または2割の額の支払いを利用者から受けているか	はい・いいえ	規則82第58条第1項(居基第78条第1項) 規則83第59条第1項(予基第81条第1項)
	・ 保険給付の扱いとならない場合は、全額の支払いを受けているか	はい・いいえ・該当なし	
	・ その他の利用料(保険給付外)の内容及び金額は適切か (保険給付の対象と重複しないか、実費相当の範囲内となっているか) □交通費(保険給付外 = 事業の実施地域外の居宅への交通費)	はい・いいえ	規則82第58条第3項(居基第78条第3項) 規則83第59条第3項(予基第81条第3項)
	・ 前項の費用については、利用者又は家族に対して説明を行い、同意を得ているか	はい・いいえ	規則82第58条第4項(居基第78条第4項) 規則83第59条第4項(予基第81条第4項)
(14) 保険給付の請求のための証明書の交付 [共通]	・ 法定代理受領サービスに該当しない指定(介護予防)訪問リハビリテーションに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定(介護予防)訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか	はい・いいえ・該当なし	規則82第62条【準用第22条】 (居基第83条(準用第21条)) 規則83第63条【準用第40条の2】 (予基第84条(準用第50条の2))

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
(15) -1 訪問リハビリテーションの基本取扱方針 [居宅]	・サービスの提供は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、目標を設定し計画的に行われているか	はい・いいえ	規則82第59条第1項（居基第79条第1項）
	・自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善に努めているか ※自己評価の方法（ ）	はい・いいえ	規則82第59条第2項（居基第79条第2項）
(15) -2 介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針 [予防]	・利用者の介護予防に資するよう、目標を設定し、計画的に行われているか	はい・いいえ	規則83第60条第1項（予基第85条第1項）
	・自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善に努めているか	はい・いいえ	規則83第60条第2項（予基第85条第2項）
	・利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう、常に意識して支援しているか	はい・いいえ	規則83第60条第3項（予基第85条第3項）
	・利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか	はい・いいえ	規則83第60条第4項（予基第85条第4項）
	・利用者とのコミュニケーションを十分図ること、その他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか	はい・いいえ	規則83第60条第5項（予基第85条第5項）
(16) -1 訪問リハビリテーションの具体的取扱方針 [居宅]	・サービスの提供に当たっては、医師の指示や訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資すよう妥当適切に行うこととしているか	はい・いいえ	規則82第60条第1号（居基第80条第1号）
	・サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明しているか	はい・いいえ	規則82第60条第2号（居基第80条第2号）
	・常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供しているか	はい・いいえ	規則82第60条第3号（居基第80条第3号）
	・リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供しているか	はい・いいえ	規則82第60条第4号（居基第80条第5号）

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
(16) -1 訪問リハビリテーションの具体的取扱方針 [居宅]	・訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成し医師に報告しているか	はい・いいえ	規則82第60条第5号（居基第80条第4号）
(16) -2 介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針 [予防]	・主治の医師若しくは歯科医師からの情報又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議を通じ、適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか	はい・いいえ	規則83第61条第1号（予基第86条第1号）
	・サービスの提供に当たっては、医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう妥当適切に行っているか	はい・いいえ	規則83第61条第2号（予基第86条第7号）
	・サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか	はい・いいえ	規則83第61条第3号（予基第86条第8号）
	・サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか	はい・いいえ	規則83第61条第4号（予基第86条第9号）
	・リハビリテーションを提供したときは、それぞれの利用者について、介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告しているか	はい・いいえ	規則83第61条第5号（予基第86条第10号）

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
(17) -1 訪問リハビリテーション計画の作成 [居宅]	・ 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該サービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成しているか	はい・いいえ	規則82第61条第1項（居基第81条第1項）
	・ 訪問リハビリテーション計画は、医師の診断に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されているか	はい・いいえ	規則82第61条第1項（居基第81条第1項）
	・ 訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成されているか	はい・いいえ	規則82第61条第2項（居基第81条第2項）
	・ 訪問リハビリテーション計画の作成にあたって、その内容について、利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得ているか	はい・いいえ	規則82第61条第3項（居基第81条第3項）
	・ 訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該リハビリテーション計画を利用者に交付しているか	はい・いいえ	規則82第61条第4項（居基第81条第4項）
	・ 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、山口県規則第82号第103条第1項から第4項までに規定する基準を満たすことをもって、山口県規則第82号第61条第1項から第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができると定められているが遵守しているか ※規則第103条:通所リハビリテーション計画の作成 規則第 61条:訪問リハビリテーション計画の作成	はい・いいえ	規則82第61条第5項（居基第81条第5項）
	・ 居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から訪問リハビリテーション計画の提供の求めがあった際には、訪問リハビリテーション計画書を提供することに協力するよう努めているか	はい・いいえ	居解第3の四の3の(3)の⑧ (準用第3の一の3の(13)の⑥)
(17) -2 介護予防訪問リハビリテーション計画の作成 [予防]	・ 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した 介護予防訪問リハビリテーション計画を作成しているか	はい・いいえ	規則83第62条第1項（予基第86条第2号）
	・ 既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って介護予防訪問リハビリテーション計画を作成しているか	はい・いいえ	規則83第62条第2項（予基第86条第3号）
	・ 介護予防訪問リハビリテーション計画の作成にあたって、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか	はい・いいえ	規則83第62条第3項（予基第86条第4号）

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しているか 	はい・いいえ	規則83第62条第4項（予基第86条第5号）
	<ul style="list-style-type: none"> ・^m 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合にあっては、山口県規則第83号第93条第1項から第4項までに規定する基準を満たすことをもって、山口県規則第83号第62条第1項から第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができると定められているが遵守しているか <p>※規則第93条:介護予防通所リハビリテーション計画の作成 規則第62条:介護予防訪問リハビリテーション計画の作成</p>	はい・いいえ	規則83第62条第5項（予基第86条第6号）
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況を把握・分析し、介護予防訪問リハビリテーションの提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしているか 	はい・いいえ	予解第4の三の3の(2)の⑤
	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握（「モニタリング」という）を行っているか 	はい・いいえ	規則83第62条第6項（予基第86条第11号）
	<ul style="list-style-type: none"> ・医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービス提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しているか 	はい・いいえ	規則83第62条第7項（予基第86条第12号）
	<ul style="list-style-type: none"> ・医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行っているか 	はい・いいえ・該当なし	規則83第62条第8項（予基第86条第13号）
(18) 利用者に関する市町への通知 [共通]	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町に通知しているか <p>①正当な理由なしに指定（介護予防）訪問リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき</p> <p>②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき</p>	はい・いいえ・該当なし	規則82第62条【準用第27条】 (居基第83条(準用第26条)) 規則83第63条【準用第43条】 (予基第84条(準用第50条の3))

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
(19) 管理者の責務 [共通]	・管理者は、従業者の管理、利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか	はい・いいえ	規則82第62条【準用第36条】 居基第83条（準用第52条） 規則83第63条【準用第37条】 予基第84条（準用第52条）
	・管理者は、従業者に必要な指揮命令を行っているか	はい・いいえ	
(20) 運営規程 [共通]	<p>・事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めているか</p> <p>※運営規程に定めておくべき内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事業の目的及び運営の方針 <input type="checkbox"/> 従業者の職種、員数及び職務内容 <input type="checkbox"/> 営業日及び営業時間 <input type="checkbox"/> サービスの利用料及びその他の費用の額 <input type="checkbox"/> 通常の事業の実施地域 <input type="checkbox"/> その他運営に関する重要事項 <p>※運営規程の整備状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 訪問リハビリテーション <input type="checkbox"/> 介護予防訪問リハビリテーション <p>※営業日： ※事業の実施地域：</p>	はい・いいえ	規則82第56条第1項（居基第82条第1項） 規則83第57条第1項（予基第82条第1項）
(21) 記録の整備 [共通]	・訪問リハビリテーションの提供内容に関する記録が整備され、2年間保存されているか	はい・いいえ	規則82第57条第2項（居基第82条の2第2項） 規則83第58条第2項（予基第83条第2項）
	<p>・次の書類を整備し、2年間保存しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 従業員に関する記録 <input type="checkbox"/> 設備、備品に関する記録 <input type="checkbox"/> 会計に関する記録 	はい・いいえ	規則82第57条第1項（居基第82条の2第1項） 規則83第58条第1項（予基第83条第1項）
(22) 勤務体制の 確保等 [共通]	・利用者に対し適切な指定訪問リハビリテーションを提供できるよう指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制を定めているか	はい・いいえ	規則82第62条【準用第5条】 （居基第83条（準用第30条）） 規則83第63条【準用第37条の2】 （予基第84条（準用第53条の2））
	・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか	はい・いいえ	
(23) 衛生管理等 [共通]	・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか	はい・いいえ	条例35第28条【準用第10条】 （居基第83条（準用第31条）） 条例36第28条【準用第18条の3】 （予基第84条（準用第53条の3））
	・事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか	はい・いいえ	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
(24) 掲示 [共通]	<input type="checkbox"/> 運営規程の概要（ <input type="checkbox"/> サービスの内容及び費用の額） <input type="checkbox"/> 従業者の勤務の体制等について掲示されているか	はい・いいえ	規則82第62条【準用第29条】 （居基第83条（準用第32条）） 規則83第63条【準用第43条の2】 （予基第84条（準用第53条の4））
(25) 秘密保持 [共通]	<ul style="list-style-type: none"> 従業者、従業者であった者又は委託事業者等が、業務上知り得た入所者(利用者)又はその家族の秘密を漏らさないよう必要な措置がとられているか ※情報提供事例の有無 無 ・ 有 （内容 ） ※医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(H29.4.14厚生労働省)を確認しているか： 有 ・ 無	はい・いいえ	条例35第28条【準用第11条】 規則82第62条【準用第30条】 （居基第83条（準用第33条）） 条例36第28条【準用第18条の4】 規則83第63条【準用第43条の3】 （予基第84条（準用第53条の5））
	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護支援事業者、委託事業者等に対して利用者に関する情報を提供するには、あらかじめ文書により同意を得ているか(サービス提供開始時の包括的同意で足りる)また、利用目的を特定して了承を得ているか <input type="checkbox"/> 毎回同意書 <input type="checkbox"/> 申込時に包括同意書 <input type="checkbox"/> 契約書に明記し同意に替える ※利用目的の特定： 有 ・ 無 注) 利用目的の掲示による同意も可	はい・いいえ	
(26) 居宅介護支援事業者等に対する利益供与の禁止 [共通]	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか 	はい・いいえ	規則82第62条【準用第32条】 （居基第83条（準用第35条）） 規則83第63条【準用第43条の5】 （予基第84条（準用第53条の7））
(27) 苦情処理 [共通]	<ul style="list-style-type: none"> 苦情に対し、迅速かつ適切に対応しているか 	はい・いいえ・該当なし	条例35第28条【準用第12条】 規則82第62条【準用第9条】 （居基第83条（準用第36条）） 条例36第28条【準用第18条の5】 規則83第63条【準用第39条の3】 （予基第84条（準用第53条の8））
	<ul style="list-style-type: none"> 苦情内容、対応状況を記録しているか ※事例がない場合でも記録の様式は備えていること 	はい・いいえ・該当なし	
	<ul style="list-style-type: none"> 市町、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、苦情等に対する改善の内容を報告しているか 	はい・いいえ・該当なし	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
(28) 事故発生時の対応 [共通]	<ul style="list-style-type: none"> 事故が発生した場合は市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか ※緊急連絡網の作成： 有 ・ 無	はい・いいえ・該当なし	条例35第28条【準用第14条】 規則82第62条【準用第10条】 (居基第83条(準用第37条)) 条例36第28条【準用第18条の7】 規則83第63条【準用第39条の4】 (予基第84条(準用第53条の10))
	<ul style="list-style-type: none"> 事故の状況及び対応状況を記録しているか ※事例がない場合でも記録の様式は備えていること	はい・いいえ・該当なし	
	<ul style="list-style-type: none"> 賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行っているか ※損害賠償保険への加入： 有 ・ 無 ※会社名 ()	はい・いいえ・該当なし	
(29) 会計の区分 [共通]	<ul style="list-style-type: none"> 指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所ごとに、経理を区分するとともに、指定訪問(介護予防)リハビリテーションの事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか 	はい・いいえ	規則82第62条【準用第34条】 居基第83条(準用第38条) 規則83第63条【準用第43条の7】 予基第84条(準用第53条の11)
4 介護報酬 (1) 基本的事項 [共通]	<ul style="list-style-type: none"> 費用の額は、告示上の額が算定されているか(290単位/回) 単価は適切に算定されているか 1単位：10円(周南市は10.17円) 利用者が次のサービスを受けている間は算定しない <ul style="list-style-type: none"> (介護予防)短期入所生活介護 (介護予防)短期入所療養介護 (介護予防)特定施設入居者生活介護 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	はい・いいえ	居費別表4の注9 予費別表3の注9

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
	<p>・通院が困難な利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている当該事業所の医師の指示に基づき、次の①～⑥により提供している場合に算定しているか</p> <p>① 指定訪問リハビリテーションは、計画的な医学的管理を行っている当該指定訪問リハビリテーション事業所の医師の指示の下で実施するとともに、当該医師の診療の日から3月以内に行われた場合に算定する</p> <p>※ 例外として、指定訪問リハビリテーション事業所の医師がやむを得ず診療できない場合には、別の医療機関の計画的な医学的管理を行っている医師から情報提供（指定訪問リハビリテーションの必要性や利用者の心身機能や活動等に係るアセスメント情報等）を受け、当該情報提供を踏まえて、当該リハビリテーション計画を作成し、指定訪問リハビリテーションを実施した場合には、情報提供を行った別の医療機関の医師による当該情報提供の基礎となる診療の日から3月以内に行われた場合に算定する この場合、少なくとも3月に1回は、指定訪問リハビリテーション事業所の医師は、当該情報提供を行った別の医療機関の医師に対して訪問リハビリテーション計画等について情報提供を行う</p> <p>② 指定訪問リハビリテーションは、指定訪問リハビリテーション事業所の医師の診療に基づき、訪問リハビリテーション計画を作成し、実施することが原則であるが、医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料又は運動器リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションを受けていた患者が、介護保険の指定訪問リハビリテーションへ移行する際に、「リハビリテーションマネジメント加算等に関する基本的な考え方並びにリハビリテーション計画書等の事務処理手順及び様式例の提示について」（平成30年3月22日老老発0322第2号）の別紙様式2-1をもって、保険医療機関から当該事業所が情報提供を受け、当該事業所の医師が利用者を診療するとともに、別紙様式2-1に記載された内容について確認し、指定訪問リハビリテーションの提供を開始しても差し支えないと判断した場合には、例外として、別紙様式2-1をリハビリテーション計画書とみなして訪問リハビリテーション費の算定を開始してもよいこととするなお、その場合であっても、算定開始の日が属する月から起算して3月以内に、当該事業所の医師の診療に基づいて、次回の訪問リハビリテーション計画を作成する</p> <p>③ 指定訪問リハビリテーションは、利用者又はその家族等利用者の看護に当たる者に対して1回当たり20分以上指導を行った場合に、1週に6回を限度として算定する</p>	はい・いいえ	居留第二5の(1) 予留第二4の(1)

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
	<p>④ 指定訪問リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあつて、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者の居宅を訪問して指定訪問リハビリテーションを行った場合には、訪問する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の当該訪問の時間は、介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準の算定に含めないこととするなお、介護老人保健施設又は介護医療院による指定訪問リハビリテーションの実施にあつては、介護老人保健施設又は介護医療院において、施設サービスに支障のないよう留意する</p> <p>⑤ 居宅からの一連のサービス行為として、買い物やバス等の公共交通機関への乗降などの行為に関する訪問リハビリテーションを提供するに当たっては、訪問リハビリテーション計画にその目的、頻度等を記録するものとする</p> <p>⑥ 利用者が指定訪問リハビリテーション事業所である医療機関を受診した日又は訪問診療若しくは往診を受けた日に、訪問リハビリテーション計画の作成に必要な医師の診療が行われた場合には、当該複数の診療等と時間を別にして行われていることを記録上明確にする</p>		
	<p>・リハビリテーションに関する記録が利用者ごとに保管されているか</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>居留第二五の(13) 予留第二四の(13)</p>
<p>(2) 同一の建物に居住する者に対する訪問リハビリテーションの取扱い</p> <p>[共通]</p>	<p>・指定訪問リハビリテーション事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問リハビリテーション事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という）に居住する利用者（指定訪問リハビリテーション事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く）又は指定訪問リハビリテーション事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く）に居住する利用者に対して、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定訪問リハビリテーション事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか</p>	<p>はい・いいえ・該当なし</p>	<p>居費別表4の注2 予費別表3の注2 居留第二五の(2)【準用2の(15)】 予留第二四の(2)【準用2の(4)】</p>

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
(3) 特別地域訪問リハビリテーション加算 [共通]	<ul style="list-style-type: none"> 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定訪問リハビリテーション事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く)又はその一部として使用される事務所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問リハビリテーションを行った場合は、特別地域訪問リハビリテーション加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか <p>「厚生労働大臣が定める地域」…H12. 2. 29告示53 →該当地域は「かいごへるぷやまぐち」に掲載</p>	はい・いいえ・該当なし	居費別表4の注3 予費別表3の注3 居留第二5の(4)【準用2の(16)】 予留第二4の(4)
(4) 中山間地域等小規模事業所加算 [共通]	<ul style="list-style-type: none"> 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定訪問リハビリテーション事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く)又はその一部として使用される事務所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか <p>「厚生労働大臣が定める地域」…H21. 3. 13告示85の二 →該当地域は「かいごへるぷやまぐち」に掲載</p> <p>「厚生労働大臣が定める施設基準」…訪問リハビリテーションについては1月当たりの延訪問回数が30回以下、介護予防訪問リハビリテーションについては1月当たりの延訪問回数が10回以下であること</p> <p>※ 延訪問回数は前年度(3月を除く)の1月当たりの平均延訪問回数 ※ 前年度実績が6月に満たない事業所は、前3月の平均平均延訪問回数(新規、再開事業所は4月目から届出可能となる)</p>	はい・いいえ・該当なし	居費別表4の注4 予費別表3の注4 居留第二5の(5)【準用2の(17)】 予留第二4の(5)【準用2の(5)】
(5) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 [共通]	<ul style="list-style-type: none"> 以下の要件を満たして、1回につき100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか <p><input type="checkbox"/>利用者が、通常の事業の実施地域(運営規程に規定)を越えた厚生労働大臣が定める地域に居住している</p> <p>「厚生労働大臣が定める地域」…H21. 3. 13告示85の二 →該当地域は「かいごへるぷやまぐち」に掲載</p>	はい・いいえ・該当なし	居費別表4の注5 予費別表3の注5
	<ul style="list-style-type: none"> この加算を算定する利用者については、指定居宅サービス基準第20条第3項または指定介護予防サービス基準第20条第3項に規定する交通費の支払いを受けていないか 	はい・いいえ・該当なし	居留第二5の(6)【準用2の(18)】 予留第二4の(6)【準用2の(6)】

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
(6) 短期集中リハビリテーション実施加算 [共通]	<p>(居宅) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対して、リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患の治療のために入院若しくは入所した病院、診療所若しくは介護保険施設から退院若しくは退所した日又は要介護認定の効力が生じた日から起算して3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行った場合に、1日につき200単位を所定単位数に加算しているか</p> <p>(予防) 利用者に対して、当該利用者がリハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等の治療等のために入院又は入所した病院若しくは診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日又は要支援認定の効力が生じた日（当該利用者が新たに要支援認定を受けた者である場合に限る）から起算して3月以内の期間に集中的に指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合に、1日につき200単位を所定単位数に加算しているか</p> <p>「厚生労働大臣が定める基準」…リハビリテーションマネジメント加算を算定していること</p>	はい・いいえ・該当なし	居費別表4の注6 予費別表3の注6 居留第二5の(7) 予留第二4の(7)
	<p>(居宅) 退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に、1週につきおおむね2日以上、1日当たり20分以上リハビリテーションを実施しているか</p> <p>(予防) 退院(所)日又は認定日から起算して1月以内の期間に行われた場合は1週につきおおむね2日以上、1日当たり40分以上、退院(所)日又は認定日から起算して1月を超え3月以内の期間に行われた場合は1週につきおおむね2日以上、1日当たり20分以上リハビリテーションを実施しているか</p>	はい・いいえ・該当なし	
(7) リハビリテーションマネジメント加算 [居宅]	<p>【リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ】</p> <p>① 指定訪問リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が協働し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、1月につき230単位を所定単位数に加算しているか</p> <p>② 訪問リハビリテーション計画の進捗状況を、初回の評価はリハビリテーションの提供開始からおおむね2週間以内に、その後はおおむね3ヶ月ごとに評価し、必要に応じて当該計画を見直しているか</p>	はい・いいえ・該当なし	居費別表4の注7 居留第二5の(8)
		はい・いいえ・該当なし	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
	③ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達しているか	はい・いいえ・該当なし	
	④ 指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、指定訪問リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか1以上の指示を行っているか	はい・いいえ・該当なし	
	⑤ ④における指示を行った医師又は当該指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、当該指示の内容が④に掲げる基準に適合するものであると明確にわかるように記録しているか	はい・いいえ・該当なし	
	【リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ】 ① 指定訪問リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が協働し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、1月につき280単位を所定単位数に加算しているか	はい・いいえ・該当なし	
	② 指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、指定訪問リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか1以上の指示を行っているか	はい・いいえ・該当なし	
	③ ②における指示を行った医師又は当該指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、当該指示の内容が②に掲げる基準に適合するものであると明確にわかるように記録しているか	はい・いいえ・該当なし	
	④ リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、会議の内容を記録しているか	はい・いいえ・該当なし	
	⑤ 訪問リハビリテーション計画について、当該計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、説明した内容等について医師へ報告しているか	はい・いいえ・該当なし	
	⑥ 3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、訪問リハビリテーション計画を見直しているか	はい・いいえ・該当なし	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
	⑦ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行っているか	はい・いいえ・該当なし	
	⑧ 以下のいずれかに適合すること ○ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、居宅サービス計画に位置付けた指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者と利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行っているか ○ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者の居宅を訪問し、その家族に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行っているか	はい・いいえ・該当なし	
	⑨ ②から⑧までに適合することを確認し、記録しているか	はい・いいえ・該当なし	
	【リハビリテーションマネジメント加算Ⅲ】 ① 指定訪問リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が協働し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、1月につき320単位を所定単位数に加算しているか	はい・いいえ・該当なし	
	② 指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、指定訪問リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか1以上の指示を行っているか	はい・いいえ・該当なし	
	③ ②における指示を行った医師又は当該指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、当該指示の内容が②に掲げる基準に適合するものであると明確にわかるように記録しているか	はい・いいえ・該当なし	
	④ リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、会議の内容を記録しているか	はい・いいえ・該当なし	
	⑤ 3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、訪問リハビリテーション計画を見直しているか	はい・いいえ・該当なし	
	⑥ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行っているか	はい・いいえ・該当なし	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
	<p>⑦ 以下のいずれかに適合すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、居宅サービス計画に位置付けた指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者と利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行っているか ○ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者の居宅を訪問し、その家族に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行っているか 	はい・いいえ・該当なし	
	⑧ 訪問リハビリテーション計画について、当該指定訪問リハビリテーション事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること	はい・いいえ・該当なし	
	⑨ ②から⑧までに適合することを確認し、記録しているか	はい・いいえ・該当なし	
	<p>【リハビリテーションマネジメント加算Ⅳ】</p> <p>① 指定訪問リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が協働し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、1月につき420単位を所定単位数に加算しているか</p>	はい・いいえ・該当なし	
	② リハビリテーションマネジメント加算Ⅲの要件を満たしているか	はい・いいえ・該当なし	
	③ 指定訪問リハビリテーション事業所における訪問リハビリテーション計画書等の内容に関するデータを、厚生労働省に提出しているか	はい・いいえ・該当なし	
	④ 3月に1回を限度として算定しているか	はい・いいえ・該当なし	
	<p>【共通】</p> <p>リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳのいずれかを算定している場合においては、その他のリハビリテーションマネジメント加算は算定しないか</p>	はい・いいえ・該当なし	
<p>(8) リハビリテーションマネジメント加算</p> <p>[予防]</p>	<p>① 指定訪問リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が協働し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、1月につき230単位を所定単位数に加算しているか</p>	はい・いいえ・該当なし	予費別表3の注7 予留第二4の(8)
	<p>② 介護予防訪問リハビリテーション計画の進捗状況を、初回の評価はリハビリテーションの提供開始からおおむね2週間以内に、その後はおおむね3ヶ月ごとに評価し、必要に応じて当該計画を見直しているか</p>	はい・いいえ・該当なし	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
	<p>③ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達しているか</p> <p>④ 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師が、指定介護予防訪問リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか1以上の指示を行っているか</p> <p>⑤ ④における指示を行った医師又は当該指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、当該指示の内容が④に掲げる基準に適合するものであると明確にわかるように記録しているか</p>	はい・いいえ・該当なし	
(9) 頻回のリハビリテーションを行う旨の特別の指示を行った場合の取扱い 〔共通〕	<p>・保険医療機関の医師が、診療に基づき、利用者の急性増悪等により、一時的に頻回の訪問リハビリテーションを行う必要を認め、特別の指示を行った場合は、その特別の指示の日から14日間を限度として医療保険の給付対象となるため、(介護予防)訪問リハビリテーション費の算定をしていないか</p>	はい・いいえ・該当なし	居費別表4の注8 予費別表3の注8 居留第二5の(9) 予留第二4の(9)
(10) 事業所の医師が診療せずにリハビリテーションを提供した場合の減算 〔共通〕	<p>・別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、当該指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っていない利用者に対して、指定(介護予防)訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき所定単位数から減算しているか</p> <p>「厚生労働大臣が定める基準」</p> <p>イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること</p> <p>① 指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所の利用者が、当該事業所とは別の医療機関の医師による計画的な医学的管理を受けている場合であって、当該事業所の医師が、計画的な医学的管理を行っている医師から、当該利用者に関する情報の提供を受けていること</p> <p>② 当該計画的な医学的管理を行っている医師が適切な研修の修了等をしていること</p> <p>③ 当該情報の提供を受けた指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所の医師が、当該情報を踏まえ、訪問リハビリテーション計画を作成すること</p> <p>ロ イの規定に関わらず、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、イ①及び③に掲げる基準に適合する場合には、同期間に限り、本減算を算定できるものとする</p>	はい・いいえ・該当なし	居費別表4の注10 予費別表3の注10 居留第二5の(10) 予留第二4の(10)

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令
(11) 社会参加支援加算 [居宅]	<ul style="list-style-type: none"> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、リハビリテーションを行い、利用者の社会参加等を支援した場合は、社会参加支援加算として、評価対象期間（社会参加支援加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間）の末日が属する年度の次の年度内に限り、1日につき17単位を加算しているか 	はい・いいえ・該当なし	居費別表4のロ 居留第二5の(11)
	<ul style="list-style-type: none"> 評価対象期間において指定訪問リハビリテーションの提供を終了した者のうち、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定認知症対応型通所介護を実施した者の占める割合が100分の5を超えているか 	はい・いいえ・該当なし	
	<ul style="list-style-type: none"> 評価対象期間中に指定訪問リハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、訪問リハビリテーション修了者に対して、その居宅を訪問すること又は介護支援専門員から居宅サービス計画に関する情報提供を受けることにより、当該訪問リハビリテーション終了者の指定通所介護等の実施が、居宅訪問等をした日から起算して、3月以上継続する見込みであることを確認し、記録しているか 	はい・いいえ・該当なし	
	<ul style="list-style-type: none"> 12月を指定訪問リハビリテーション事業所の利用者の平均利用月数で除して得た数が100分の25以上であるか 	はい・いいえ・該当なし	
(12) 事業所評価加算 [予防]	<ul style="list-style-type: none"> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問リハビリテーション事業所において、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう）の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数（120単位）を加算しているか <p>「厚生労働大臣が定める基準」</p> <ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる基準のいずれにも適合すること イ リハビリテーションマネジメント加算を算定していること ロ 評価対象期間における指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の利用実人員数が10名以上であること ハ 評価対象期間における当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の提供するリハビリテーションマネジメント加算を算定した実人員数を当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の利用実人員数で除して得た数が0.6以上であること ニ (2)の規定により算定した数を(1)に規定する数で除して得た数が0.7以上 	はい・いいえ・該当なし	予費別表3のロ 予留第二4の(11)

であること

(1)評価対象期間において、リハビリテーションマネジメント加算を3月以上算定し、かつ、当該加算を算定した後、法第33条第2項に基づく要支援更新認定又は法第33条の2第1項に基づく要支援状態区分の変更の認定(以下「要支援更新認定等」という)を受けた者の数

(2)リハビリテーションマネジメント加算を算定した後、評価対象期間に行われる要支援更新認定等において、当該要支援更新認定等の前の要支援状態区分と比較して、要支援状態区分に変更がなかった者(指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう)が介護予防サービス計画(法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう)に定める目標に照らし、当該指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう)によるサービスの提供が終了したと認める者に限るホ(2)②において同じ)の数に、要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援2の者であって、要支援更新認定等により要支援1と判定されたもの又は要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援1の者であって、要支援更新認定等により非該当と判定されたものの人数及び要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援2の者であって、要支援更新認定等により非該当と判定されたものの人数の合計数に2を乗じて得た数を加えたもの

ホ イからニまでの規定に関わらず、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとして都道府県知事に届け出た場合には、届出を行った日から平成31年3月31日までの間に限り、介護予防訪問リハビリテーション費における事業所評価加算の基準に適合しているものとする

(1) 指定介護予防通所リハビリテーションを提供している事業所において、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間、介護予防通所リハビリテーション費における事業所評価加算の基準に適合しているものであること

(2)平成30年1月1日以前に指定介護予防訪問リハビリテーションを提供し、同年4月1日から平成31年3月31日までの間に介護予防通所リハビリテーション費における事業所評価加算の基準に適合しない事業所であって、評価対象期間(平成29年1月1日から同年12月31日までの期間(同年中に指定介護予防訪問リハビリテーションを開始した指定介護予防訪問リハビリテーション事業所においては、指定介護予防訪問リハビリテーションを開始した日の属する月から同年12月までの期間)をいう②において同じ)に、次に掲げる基準に適合するものであること

①イ及びロの基準に適合していること

②bの規定により算出して得た数をaの規定により算出して得た数で除して得た数が0.7以上であること

a 評価対象期間において、要支援更新認定等を受けた者の数

	<p>b 評価対象期間に行われる要支援更新認定等において、当該要支援更新認定等の前の要支援状態区分と比較して、要支援状態区分に変更がなかった者の数に、要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援2の者であって、要支援更新認定等により要支援1と判定されたもの又は要支援更新認定等による変更前の要支援状態区分が要支援1の者であって、要支援更新認定等により非該当と判定されたものの人数及び要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援2の者であって、要支援更新認定等において非該当と判定されたものの人数の合計数に2を乗じて得た数を加えたもの</p>		
<p>(13) サービス提供体制強化加算 [共通]</p>	<p>・当該指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所の指定（介護予防）訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数3年以上の者が1名以上いること</p> <p>※勤務年数とは、各月の末日時点における勤続年数をいう ※当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数も含めてよい</p>	<p>はい・いいえ・該当なし</p>	<p>居費別表4のハ 予費別表3のハ 居留第25の(12) 予留第24の(12)</p>